

補助金調書

補助金名	障がい者グループホーム等運営費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL 092-711-4249)		
交付先	団体	民間社会福祉法人等		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
補助開始年度	平成12	年度	経過年数	14	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	障がい者の地域における居住の場であるグループホーム・ケアホーム(グループホーム等)において、サービスを提供する世話人・生活支援員の業務を代替する職員の賃金及び交通費を補助することで、グループホーム等の運営安定を図り、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行を促進するもの。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 グループホーム等運営に係る代替業務従事職員の賃金及び交通費 グループホーム等の住居1ヶ所当たり年額 452,900円					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	25年度		24年度		23年度		22年度
	件		(50) 件		32 件		33 件
	24,901 千円		(20,424) 千円		12,625 千円		13,039 千円
24年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム(共同生活援助) 地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。 ● ケアホーム(共同生活介護) 共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行う。 						
補助金交付 による効果	グループホーム・ケアホームの運営が安定し、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行が促進されている。						

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。